

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要

独立行政法人国立科学博物館

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④建築物の設計、⑤建築物の維持管理、⑥建築物の改修、⑦産業廃棄物の処理に関する締結状況は以下のとおりである。

（1）①電気の供給を受ける契約

令和5年度において環境配慮契約（裾切り方式実施）による競争入札を行ったが不調となったため、随意契約を締結した電気需給契約に基づき電気の供給を受けた。

なお、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④建築物の設計、⑤建築物の維持管理、⑥建築物の改修、⑦産業廃棄物の処理については、環境配慮契約締結の実績はなかった。